

関西広域応援・受援実施要綱（案）の概要

H24.12 関西広域連合広域防災局

1 目的

関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき作成し、運用するもので、広域連合及び構成団体¹が、連携県²等の関係機関・団体と連携し、大規模広域災害発生時の応援・受援を円滑に実施できるよう必要な事項を定めるもの

- 1 構成団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
- 2 連携県：福井県、三重県、奈良県、鳥取県

2 構成

(1) 基本的な枠組み

対象とする災害

- ・被害が複数の府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害（関西圏外の大規模広域災害にも本要綱を準用して対応）

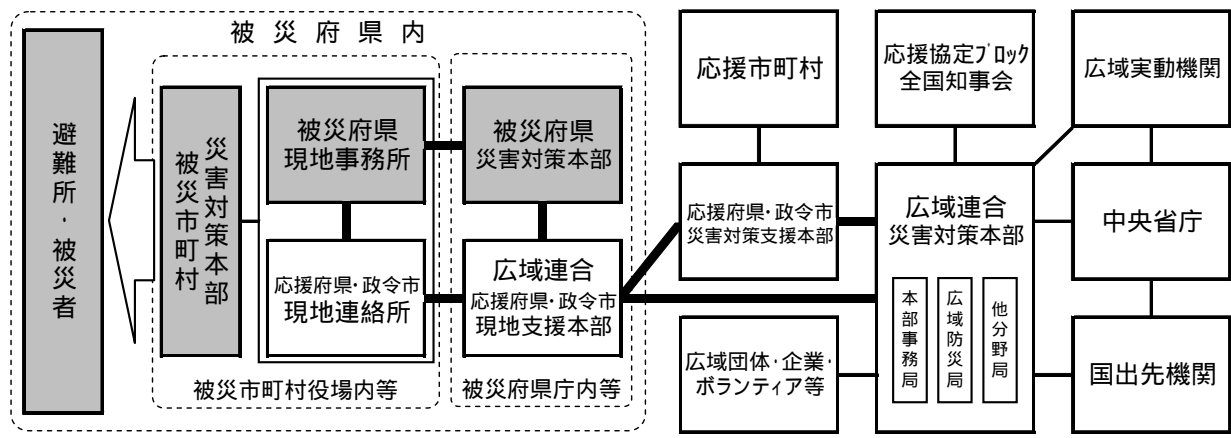
応援の種類

応援要員の派遣 / 物資及び資機材の供給 / 避難者及び傷病者の受入れ / その他

応援・受援の割当て

- ・広域連合は、被災府県の応援要請に基づき、又は情報収集の結果等により被害が甚大で応援が必要と判断される場合、構成団体及び連携県に応援内容・応援先を割当て
- ・被災府県が複数の場合は、原則として「カウンターパート方式」により応援

応援・受援の基本体制



網かけは、被災団体又は被災者を示す。
太線は、広域連合と構成団体・連携県の繋がりを示す。

(2) 初動の手順

広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、迅速に初動対応を行う。p.2<初動の流れ>

(3) 応援・受援の手順

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、災害対応の分野別に定める手順を基本に応援・受援を行う。 p.3~4<応援・受援の手順>

(4) 様式集及び関係機関連絡先一覧

応援・受援調整に用いる様式集及び関係機関の連絡先一覧（別冊）を掲載

3 今後の予定

- ・平成 25 年 2 月の関西広域応援訓練（図上）に活用して検証
- ・関西防災・減災プランの改定等に合わせて 25 年度以降も継続的に改定を行う。

< 初動の流れ >

情報収集体制の確立

広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、以下の基準で情報収集体制を確立する。

関西圏域内で { ・震度5強以上の揺れが観測 ・津波警報(大津波)が発表 } された場合
 { ・府県災害対策本部が設置 ・その他甚大な被害が推測 }

圏域外の場合：震度は6弱以上



緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣

広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、以下の基準で緊急派遣チームを派遣する。

関西圏域内で { ・震度6弱以上の揺れが観測され、 ・通信の途絶等により情報の収集が困難で、 } 甚大な被害が推測される場合

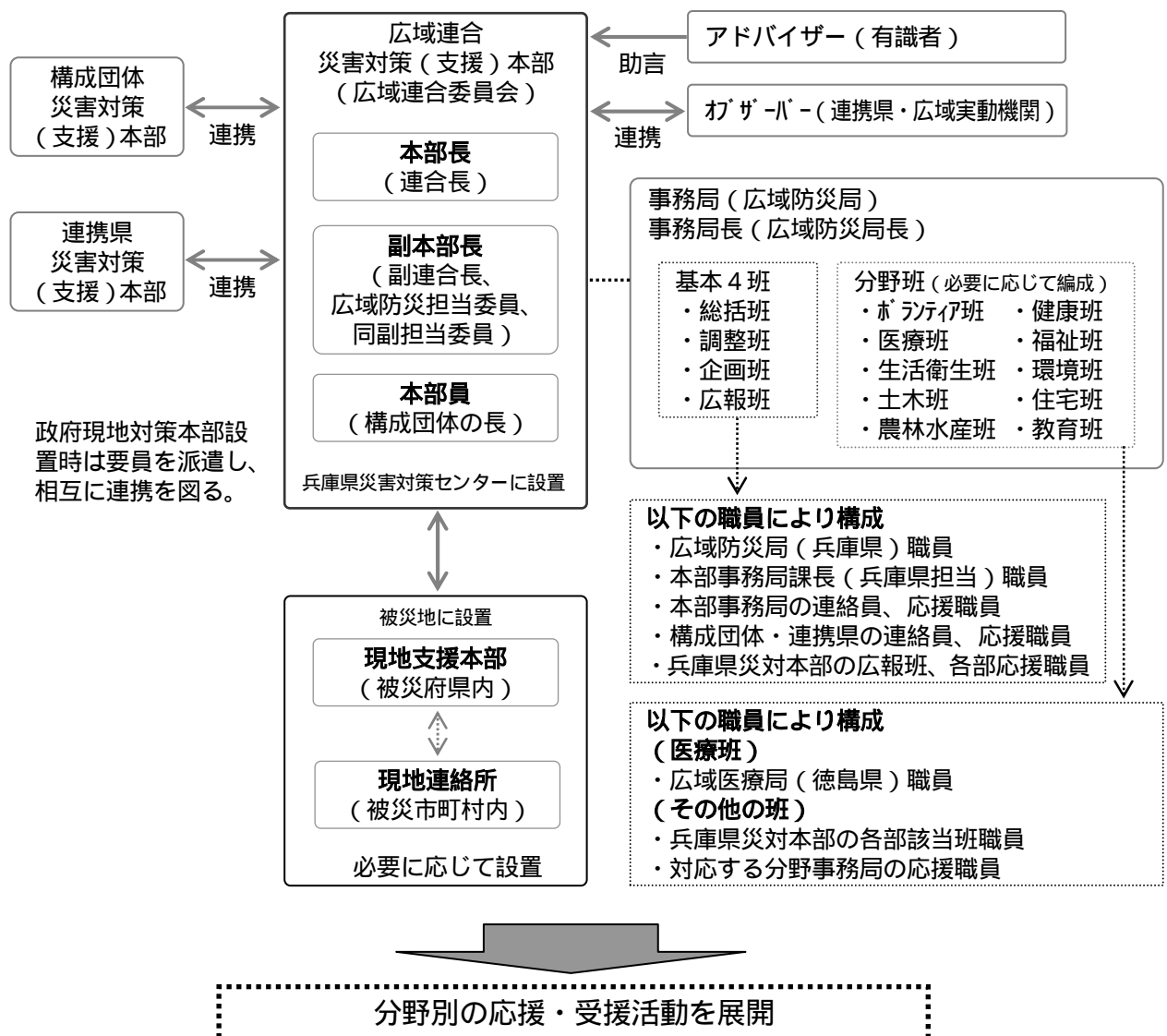
圏域外の場合：震度は6強以上



広域連合災害対策(支援)本部の設置

広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合、災害対策(支援)本部を設置する。

《広域連合災害対策(支援)本部組織図》



< 応援・受援の手順 >

- ・ 応援・受援の手順は、次表に掲げる分野ごとに定める。
- ・ 分野別手順書には、広域連合及び構成団体、連携県の業務だけでなく、市町村、関係機関・団体の業務についても、応援・受援の調整に必要な範囲で記載

《 応援・受援の分野 》

		分 野
1	分野共通の手順	情報の収集・共有及び公表
		輸送経路・手段の確保
		応援要員の派遣
2	() 救助・救急及び消火活動の実施	
3	医療活動の実施	
4	() 避難指示等の発令及び避難誘導	
5	広域避難の実施	
6	避難所の運営	
7	帰宅困難者の支援	
8	生活物資の供給	
9	() 給水	
10	被災者の健康対策の実施	() 保健・福祉
		() 栄養
11	被災者の心のケアの実施	
12	生活衛生対策の実施	し尿処理
		入浴の確保
13	防疫対策の実施	
14	遺体の葬送	
15	() 被災建築物等の応急危険度判定	
16	応急仮設住宅の整備・確保	
17	社会基盤施設の緊急対策及び復旧	全般(道路、鉄道、港湾、漁港、空港・ヘリポート、海岸、河川、砂防施設、治山施設、林業用施設、農地・農業用施設等)
		() 水道
		() 下水道
		() 電気・ガス・通信
18	災害廃棄物の処理	
19	被災者の生活支援	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付
		義援金の募集・配分
		被災者生活再建支援金の支給
		相談窓口の開設
20	被災市町村事務全般の支援	
21	学校の教育機能の回復	
22	文化財の緊急保全	
23	災害ボランティアの受入れ	
24	() 海外からの支援の受入れ	

「 」印は、法令等に基づく既定の応援の枠組みがある分野。広域連合として関与する部分は少ないものの、災害対応の全体像を示すため掲載(内容は要点のみ記載)

【参考】第4章「応援・受援の手順」分野別手順書の見方

(例)

8 生活物資の供給

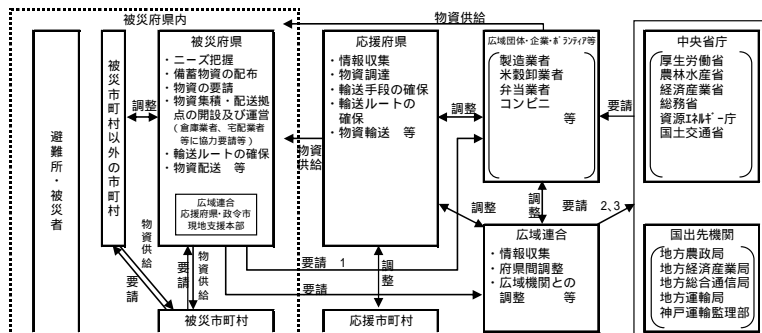
(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を・・・

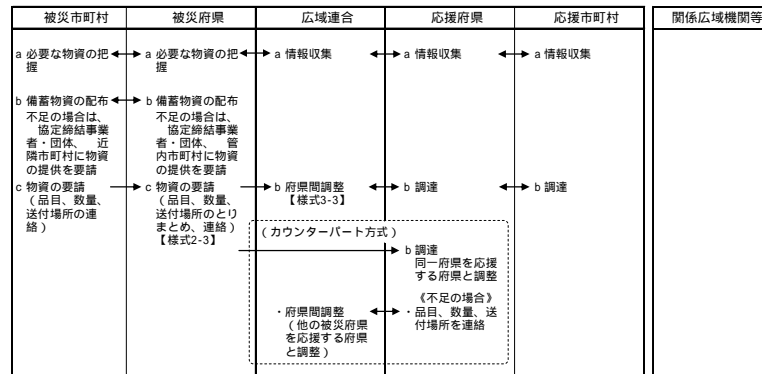
(2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	主な基本物資(属性別) 属性に関わらず必要な物資	乳幼児 ・粉ミルク ・離乳食	災害時要援護者 ・流動食 ・透析用米飯
		女性	
	食料 ・アルファ化米 ・即席めん ・精米 ・おにぎり ・弁当		

(3) フォーメーション



(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	避難者数を確認し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資の配布	被災府県と連携し、備蓄物資を配布する。災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請する。
c 物資の要請	物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報(品目、数量、送付場所)を被災府県へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営(市町村内)	物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を被災府県に連絡する。倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。

- 被災府県の業務
- 広域連合の業務
- 応援府県の業務
- 応援市町村の業務
- 関係広域機関等の業務

基本方針

何のために、誰のために、どのような方針で業務を行うのかを簡潔に記載。

応援内容(応援調整対象の一覧)

応援要員の派遣、物資・資機材の供給、その他(避難者及び傷病者の受入れ、その他必要な応援)の別に応援・受援調整の対象となる事項を記載。

フォーメーション(基本体制図)

応援・受援を行う基本的な体制を示す図。関係機関の役割と相互の関係を記載。

オペレーション(業務フロー図)

応援・受援の業務の流れを被災市町村、被災府県、広域連合、応援府県、応援市町村、関係広域機関等の関係を示して記載。

オペレーション(業務内容)

業務フロー図に沿って各主体の業務の内容をチェックリスト形式で記載。各業務を行うに当たっての留意事項も合わせて記載。

矢印の凡例

(基本体制図・業務フロー図共通)

- : 要請、働きかけ、連絡、物資供給、職員派遣等
- ↔ : 協議、調整、連携等